**2番市民クラブの久保田隆二です。**

**通告に従いまして、一般質問をさせて頂きます。**

まずは、**三沢市の準公式サイト「みーなび」について**質問いたします。

**【１．三沢市の準公式サイト「みーなび」について】**

　当市において、令和６年３月１日に、三沢市の様々な魅力を発信するサイト「みーなび」が開設される予定であります。当該サイトは、官民連携事業として開設されるもので、サイトの構築・運用に係る費用は全て、地域の事業者からの広告料で賄うもので、市の経費を一切かけずに、地域メディアを開設できるものと承知しております。

　一方で、本事業にて、広告募集やサイトの構築・運用を行う協働事業者は大阪市に本社を置く、株式会社サイネックスさまであり、地域のお金が広告料という形で市外の会社に流出することになります。おそらくですが、当該サイトの運営が継続する限り、毎月・毎年、広告料という形でサイネックスさまに地域のお金が流れ続けることになると考えております。

　協働事業者を選定する際に行政が考えるべき視点は市の経費がかかる・かからないだけではなく、地域経済に与える影響も考慮すべきであると考えており、今回のみーなび事業の場合で言えば、広告募集やサイトの構築・運用を行う協働事業者の会社が地域の事業者（主に三沢市内の法人）から広告料の名目で収入を得ることから、地域の中でお金を回すという観点において、市内の業者をみーなび事業の協働事業者として選定することが望ましいと考えております。

また、本事業を市内業者と連携して実施することで、市内の企業・人材のスキルを高め、デジタル人材を育成することにもつながることから、今後、市内業者と協働して実施するべきであると考えますが、当市のご見解をお伺いします。

次に、２．特殊詐欺被害防止のための取り組みついて質問いたします。

**【２．特殊詐欺被害防止のための取り組みについて】**

　青森県警のホームページによりますと、令和５年１月から１１月末までの青森県内の特殊詐欺被害の件数は90件で、被害額は約３億2,413万円であり、被害の件数は2011年の統計開始以降で最も多く、被害額は過去２番目に多い額でありました。

　特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みなどにより、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称であり、「オレオレ詐欺」、「預貯金詐欺」、「架空料金詐欺」、「還付金詐欺」などがあります。

　今までの特殊詐欺といえば、「オレオレ詐欺」や「還付金詐欺」にて、ご高齢の方が騙されるというイメージが強いのではと思いますが、近年、本県では違った詐欺手口が広がっております。

直近、令和５年の特殊詐欺の傾向として、「架空料金請求詐欺」、「金融商品詐欺」の手口が多く、ご高齢

の方以外の被害者が増加しております。

　具体的にどのような詐欺が発生しているのか？ということですが、架空料金請求詐欺の一部の手口を紹介いたします。有料サイトの未納料金があります。ウイルスに感染しました。などのIT知識の無い方に向けた詐欺や、１億円があたりました、受け取るには受取手数料が必要です。必ず稼げます。その為に会員登録料が必要です。などの甘い儲け話による詐欺などがあります。

　これらの連絡は電話ではなく、SNSなどから連絡がくる手口で、かつての個人宅に電話をかけるなどの詐欺の手口とは異なり、手口が巧妙化しております。

市民の財産を特殊詐欺から守るため、当市としても情報発信などの被害防止に向けた活動を実施するべきであると考えますが、現状の特殊詐欺被害防止の取り組みについてお伺いします。

以上で、私の一般質問を終了いたします。ご答弁よろしくお願いいたします。